

ガス小売事業者が保安業務規程を定める際の留意点

平成 28 年 5 月
経 済 産 業 省
ガ ス 安 全 室

1. 総論

- ◇「モデル保安業務規程」は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 160 条第 1 項の規定により、ガス小売事業者が保安業務規程を作成するに当たって参考となるよう、経済産業省として作成・公表するものである。経済産業省は、各ガス小売事業者から届け出られた保安業務規程の内容を、「モデル保安業務規程」を参考に確認する。
- ◇他方、ガス小売事業者は、事業規模や事業環境、地域性によって実態は多種多様である。
- ◇このため、ガス小売事業者は、（i）自社が抱える保安上のリスクをしっかりと見極めながら、「どの項目に重きを置き実施していくのか」を考え選択し、（ii）保安水準の向上に資するよう創意工夫し、保安業務を行うことが求められている。
- ◇こうした観点から、ガス小売事業者は、「モデル保安業務規程」に例示した内容に安住せず、「自社が取り組むべき内容」を考えた上で、保安業務規程を作成していく必要がある。また、「モデル保安業務規程」においても、保安業務の詳細を内部規程に委任する規定を設けており、自らのスタンスが明確となるよう内部規程に記載していく必要がある。
- ◇以下に、「モデル保安業務規程」と異なる記載をする場合や内部規程を定める場合の留意点を例示^(※)する。
- (※) この留意点は、一般ガス導管事業者がガス小売事業の用に供するガスに係る託送供給を行っている場合において、ガス小売事業者が作成・届出するものを想定している。特定ガス導管事業者が託送供給を行っている場合や、旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者の場合であっても、この留意点を参考に記載されたい。

2. 保安管理体制関係

（保安管理組織）

第 3 条 保安業務を管理する者の組織は、次の各号に定めるところによる。

- 一 保安業務の監督に当たらせるため、保安業務を管理する事業所（以下「事業所」という。）ごとに、第 8 条に規定する者のうちから、保安業務監督者を選任する。
- 二 保安業務監督者には、事業所の長をもって充てる。
- 三 （略）

【留意点】

- ◇ガス事業法第 159 条に規定する保安業務の監督を行うために、ガス小売事業者は事業所ごとに保安業務監督者を選任することとする。
- ◇保安業務監督者が行う職務としては、保安計画の審査、事故内容の審査を行うとともに、

必要な場合には保安業務の従事者に対して指示することが想定される。

- ◇こうした職務の実効性を確保する観点から、「モデル保安業務規程」第3条第2項では、保安業務監督者に、業務を統括管理する者である「事業所の長」をもって充てることとしている。
- ◇他方、ガス小売事業者の規模や組織構造によっては、「事業所の長」以外の者が保安業務の監督を行った方が実務上適当な場合も想定される。こうした場合などにおいて、ガス小売事業者が、事業所の全ての保安業務を統括管理する者を置き、保安業務監督者の職務から当該項目を除くことや、保安業務監督者に「事業所の長」以外の者をもって充てるかたちで保安業務規程を作成することも差し支えない。

3. 保安に係る教育及び訓練

(保安業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施)

第10条 保安業務に従事する者に対し、日常の業務を通じて保安に係る教育及び訓練を実施するほか、毎年作成する計画により教育及び訓練を実施する。ただし、消費機器事故等の処理に携わる者に対しては本条のほか次条に、調査若しくは周知に関する業務（第12条において「調査業務等」という。）に従事する者又は電話窓口業務に従事する者に対しては本条のほか第12条に、第37条第1項の対策本部に供出することを予定している者に対しては本条のほか第44条及び第45条に、それぞれ定めるところによる。

2 前項の教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に定める事項とし、対象者に応じて必要な教育及び訓練を実施する。

- 一 保安業務に従事する者としての基本的心構えその他保安意識の徹底強化に関する事項
- 二 保安業務に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
- 三 災害その他非常の場合にとるべき措置に関する事項
- 四 消防法（昭和23年法律第186号）に関する知識その他火災予防に関する事項
- 五 その他保安に関し必要な事項

【留意点】

- ◇保安業務に関する教育及び訓練としては、集合教育のほか、OJT、グループミーティング等の中において、保安知識、技能習得向上のための内容、事故事例研究等の保安意識高揚のための内容を盛り込むことが望ましい。
- ◇具体的な教育内容として、調査員による「消費機器調査員資格」の更新に係る再講習の受講のほか、(i) ガス事業法令の目的・意義、(ii) OJT等を通じた実地訓練など調査作業の習熟度の確認、(iii) 資料・映像による過去の消費機器事故の事例紹介・事故発生要因の教育、(iv) 直近に保安業務規程・内部規程が変更された場合の理解度確認などが想定される。
- ◇教育及び訓練に当たっては、保安主任者が担当責任者として、教育計画に基づき実施した内容を記録し、フォローを確実に行うことが重要である。

4. 周知業務の実施方法

(内部規程への委任)

第16条 第13条から前条までに定めるもののほか、周知項目及び周知要領その他の周知に係る詳細は、内部規程で定める。

【留意点】

- ◇周知について、例えば、(i) どの項目をどのようなレイアウト、どの程度の枚数の書面により周知するか、(ii) 重点的な周知が必要な項目、(iii) 法令により周知頻度は原則「2年に1回以上」としているが実際にはどの頻度で行うか、(iv) 書面配布、情報通信技術を利用した方法など主な周知手法、(v) 情報通信技術を利用した方法による周知事項の提供を行うために需要家の承諾の取得方法、(vi) 周知の実施体制などに関し、内部規程で定めておく。
- ◇重点的に周知を行う項目を定める場合には、地域特性による機器設置状況・ガス使用実態も考慮することが重要である。

5. 調査業務等の実施方法

(内部規程への委任)

第26条 第17条から前条までに定めるもののほか、消費機器の種類ごとに定められた技術上の基準、調査項目及び調査要領その他の調査に係る詳細は、内部規程で定める。

【留意点】

- ◇調査について、例えば、(i) 調査を行うべき時期をどのように設定するか、(ii) 重点的に調査が必要な項目、(iii) 調査後に需要家に注意喚起すべき項目、(iv) 法令により調査頻度は「4年に1回以上」としているが実際にはどの頻度で行うか、(v) 帳簿の保存方法、(vi) 一般ガス導管事業者に対する調査結果の通知方法、(vii) 調査の際における警報器情報の確認方法、(viii) 調査の実施体制などに関し、内部規程で定めておく。
- ◇特に、調査時期については、(i) 需要家別に訪問する日時を工夫すること、(ii) 事前に需要家に調査日時を連絡すること、(iii) 再訪問の際に前回と別の曜日に設定するなど、訪問時に在宅にするような創意工夫が求められる。
- ◇重点的に調査を行う項目を定める場合には、地域特性による機器設置状況・ガス使用実態も考慮することが重要である。

6. 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法

(内部規程への委任等)

第34条 第28条から前条までに定めるもののほか、災害その他非常の場合（大規模災害の場合を除く。次項及び次条において同じ。）における連絡、情報提供その他の当社がとるべき措置に係る詳細は、内部規程で定める。

2 (略)

【留意点】

◇ガス漏れ等の緊急時の対応について、例えば、(i) 自社の一般問合せ窓口に、需要家から誤ってガス漏れ等の通報が来た場合における緊急保安窓口への案内方法（電話転送、電話案内等）、(ii) 緊急保安受付窓口への連絡を促した後の対応（一般ガス導管事業者への確認、記録保存）、(iii) 苦情・問合せに係る対処方法・一般ガス導管事業者へ対応を求める場合およびその方法、(iv) 一般ガス導管事業者と常時連絡可能とする担当者、連絡方法などに関し、あらかじめ一般ガス導管事業者に内容を確認のうえ、内部規程で定めておく。

7. 大規模災害時に行う業務の実施方法

(対策本部への参画及び体制の確立)

第37条 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、大規模災害に対応する業務（以下「大規模災害業務」という。）を優先し、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定めた基準（別表第5参照）に基づき、一般ガス導管事業者が設置する対策本部（以下「対策本部」という。）に参画し、顧客対策隊（需要家対応に関する業務を実施する組織をいう。）に必要な要員を供出する。

2～4 (略)

【留意点】

◇「モデル保安業務規程」では、別表第5として、以下の動員基準を示しているが、各ガス小売事業者の判断により、例えば震度5弱で自動動員とするなど、自主的により低い震度で動員基準を設定することは差し支えない。

ケース	基本的な体制	連携方法
小規模災害時(震度4以下の地震)、供給支障対応等	平常時の体制	一般ガス導管事業者の規模、供給支障の規模等によっては、迅速な復旧を行うためにも、一般ガス導管事業者が当社に対して、協力要請を行う場合も考えられるため、当社は誠意を持って協議する。
大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(震度5弱の地震等)	一般ガス導管事業者から要請があれば、大規模災害時の特別体制に移行	供給停止区域の発生や入電数の増加等により一般ガス導管事業者の緊急対応業務に支障をきたしている場合等は、一般ガス導管事業者が大規模災害時の特別体制に移行するため、連携要請に応じて対策本部に参画し、一体となった対応を行う。
大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき(震度5強以上の地震等)	大規模災害時の特別体制	発災と同時に、あらかじめ定められた連携方法や組織構成により、大規模災害時の特別体制(一般ガス導管事業者が設置する対策本部)に速やかに所定の要員が参画・協力することで、一体となった対応を行う。

(内部規程への委任等)

第46条 第37条から前条までに定めるもののほか、大規模災害の場合における動員基準、動員方法、業務の種類、要員規模その他の当社がとるべき措置に係る詳細は、内部規程で定める。

2 (略)

【留意点】

◇大規模災害時対応について、例えば、(i) 一般ガス導管事業者の対策本部への具体的な動員基準(誰を指定要員とし、どこに集合するか等)(ii) 自動動員基準に達しない場合であって、指定要員を動員する場合における動員指示など、具体的な動員方法と動員状況の確認方法、(iii) 動員後、「顧客対策隊」として電話対応や保安閉鎖栓などの作業を担うこと、(iv) 地震の規模に応じ、どの程度の規模で要員を動員する必要があるか、(v) 大規模災害時のガス小売事業者内の業務を管理する者の設置、(vi) 交代要員の確保など後方支援体制、(vii) 一般ガス導管事業者との相互連絡の方法、(viii) 要員予定者リストの作成・保存の方法、(ix) 委託先からの要員予定者の把握・配分の方法、(x) 要員予定者等に対する災害時マニュアルの整備、(xi) 確保すべき資機材の種類・数、(xii) 防災教育・訓練の内容・頻度などに関し、内部規程で定めておく。

◇大規模災害時対応の詳細については、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定める。そして、定めた後も定期的に相互に連絡を取り合い、合同教育・訓練に参加するなど、緊密に連携を図りながら協力する。

8. その他保安に関し必要な事項

(自主保安に関する業務)

第48条 自主保安に関する業務(以下第3項及び次条において「自主保安業務」という。)として、次の各号に掲げるところにより確認等を行う。

一～三 (略)

2 (略)

3 第1項の自主保安業務に関する要領の詳細は、内部規程で定める。

第49条 内部規程で定めるところにより、前条の業務以外の自主保安業務を実施する。

【留意点】

◇自主保安については、ガスシステム改革保安対策WGでの議論を踏まえ、(i) 燃焼器とゴム管や金属管などとの接続確認、(ii) 不完全燃焼防止装置のない開放型小型ガス瞬間湯沸器に対する、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定、(iii) 飲食店の需要家に対する業務用換気警報器の設置促進の3項目について、「モデル保安業務規程」に規定している。

◇当該3項目について、(i) 確認すべき接続方法(ガス栓と接続具、燃焼器と接続具の接続方法など)、(ii) 一酸化炭素濃度測定の手法(検知場所、使用する測定器など)、(iii) 業務用換気警報器の設置促進方法(チラシ、設置・取替え提案など)といった詳細に関し

て、内部規程で定めておく。

◇また、当該3項目以外であっても、保安水準の向上のためには、ガス小売事業者による積極的な自主保安活動が重要であることから、内部規程を作成し、自発的に自主保安を盛り込んでいくことが求められる。なお、上記3項目と同列に取り扱いたい項目がある場合には、例えば、保安業務規程第48条第1項第4号として、上記3項目と並列するかたちで規定しても差し支えない。

◇自主保安は、各ガス小売事業者の環境や規模、需要家のニーズ等を踏まえながら、創意工夫を凝らして実施すべきものである。ガス小売事業者が寒冷地など地域特性を考慮して工夫を行うことや、特定のガス消費機器に特化した保安活動を行うことなどもこれに当たる。例えば、以下のようなものが想定される。

- (i) 積雪地帯においては、給排気筒が雪に覆われることがないように、需要家に対して、ガス機器使用前に給排気筒の確認を促し、不完全燃焼を発生させないように周知する。
- (ii) 積雪地帯においては、消費機器調査時に給排気筒先端が雪で塞がれていないか、除雪時に破損されていないかの確認を行なう。
- (iii) 冬期に使用機会が増えるガストーブの種類確認を行なう。
- (iv) 冷暖房を使用する時期（窓を閉め切る時期）に、小型湯沸器等使用時の換気励行の周知を行う。

9. その他保安に関し必要な事項

（この規程に違反した者に対する措置）

第54条 この規程に違反した者に対する措置は、あらかじめ定める内部規程による。

【留意点】

◇保安業務規程に違反した者に対する社内処分については、就業規則などの社内規程に定める。また、保安業務を委託している場合には、業務委託先との間の委託契約書や請負契約書において、保安業務規程に違反した場合の措置を規定しておく必要がある。

◇就業規則における処分としては、例えば、正当な理由なく、保安業務規程及び内部規程に違反した従業員に対し、(i) けん責、(ii) 減給、(iii) 出勤停止、(iv) 懲戒解雇する旨を規定することが想定される。